

山梨市立笛川学園 義務教育学校施設整備事業基本設計業務 委託者選定プロポーザル審査要領

1. 選定委員会

委託候補者の選定は山梨市立笛川学園 義務教育学校施設整備事業基本設計業務プロポーザル選定委員会（以下、選定委員会という）において行う。なお、選定委員会は非公表とする。

2. 審査方針

委託候補者の選定は、本要領に基づき一次審査及び二次審査を行い、委託候補者及び次点者を選定する。

(1) 一次審査

参加表明書提出者（以下、参加者という）の提出書類により審査を行い、技術提案者を3者程度（参加者が3者に満たないときは全ての参加者）に要請する。その選定または非選定の結果を全ての参加者に対して通知する。

(2) 二次審査

技術提案書提出者（以下、提案者という）の中から、技術提案書、プレゼンテーション及びヒアリング等を審査して、委託候補者及び次点者を選定する。

3. 一次審査

(1) 審査

参加者から提出された書類を審査し、「プロポーザル実施要領」に定める参加資格を確認するとともに、各参加者の評価点を採点する。

(2) 評価基準

評価項目、着目点は以下のとおりとする。

ア 参加者の評価

評価項目	着目点	配点	上限
所属する 一級建築士数	4人以上所属している	5	5
	3人所属している	4	
	2人所属している	3	
参加者の 設計業務実績	実績1件当たり6点とし、以下の評価係数を乗じて算出 ※評価係数 ①同種施設の場合1.0、類似施設の場合0.9、 それ以外の場合0.8 ②公共の場合1.0、それ以外0.8 ③木造の場合1.0、それ以外0.8	30	30

イ 管理技術者の評価

評価項目	着目点	配点	上限
一級建築士 取得後の経験	平成 16 年 3 月以前の登録である	5	5
	平成 16 年 4 月から平成 26 年 3 月の登録である	3	
	平成 26 年 4 月以降の登録である	2	
同種又は類似 施設実績件数	4 件以上	5	5
	3 件まで	3	
	2 件	2	
	1 件	1	
	0 件	0	

ウ 建築（総合）担当主任技術者の評価

評価項目	着目点	配点	上限
一級建築士	平成 26 年 3 月以前の登録である	5	5
	平成 26 年 4 月から平成 31 年 3 月の登録である	3	
	平成 31 年 4 月以降の登録である	2	
同種又は類似 施設実績件数	4 件以上	5	5
	3 件	3	
	2 件	2	
	1 件	1	
	0 件	0	

エ 業務体制表（構造担当主任技術者）の評価

評価項目	着目点	配点	上限
保有資格	構造設計一級建築士・一級建築士	5	5
	上記以外の資格を保有している	3	

才 業務体制表（設備担当主任技術者）の評価

評価項目	着目点	配点	上限
保有資格	設備設計一級建築士・一級建築土・建築設備士	5	5
	上記以外の資格を保有している	3	

力 業務体制表（積算担当主任技術者）の評価

評価項目	着目点	配点	上限
保有資格	建築積算士を保有している	5	5
	上記以外の資格を保有している	3	

(3) 評価点

前記着目点により評価し、その点数を合算し参加者の評価点とする。

(4) 結果の通知

参加者全員に技術提案書提出要請もしくは非選定の結果通知を行う。

3. 二次審査

(1) 審査

提出された技術提案書に基づいたプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、技術提案書、プレゼンテーション、ヒアリング、見積書を総合的に審査する。

(2) プrezentation及びヒアリング

提出された技術提案書の内容の説明を受け、提案内容をより理解するためのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

ア 審 査 日 令和8年2月26日（木）

イ 審 査 時 間 提案者それぞれに通知する。

ウ 審 査 会 場 山梨市役所西館 5階 502会議室

エ 控 室 山梨市役所西館 2階 202会議室、5階 505会議室
(控室入室は各審査時間15分前とする)

(対象時間前の入室は遠慮願います)

オ 出 席 者 3名までとする。

(管理技術者と担当主任技術者及びPC操作者の合計)

カ 説 明 者 管理技術者が中心となって説明する。

キ 時 間 割 入場後の機器設置等準備 5分

プレゼンテーション 20分

ヒアリング 10分

ク 説 明 方 法 提案者は、技術提案書を大判化したパネル、または提出された技術

提案書に基づいた映像をプロジェクターに投影し説明する。なお、説明用の PC・プロジェクター等の機材は各自用意すること。但し、投影面は事務局にて用意する。

※事前申し出により、市のプロジェクターを利用可とする。ただし、PC 接続ケーブル等は各自用意すること。

ケ そ の 他

- ① プрезентーション及びヒアリングでの説明は、提出された資料のみで行う。提出された資料以外の提案資料、説明用もしくは詳細な設計図、模型（模型写真含む）等は審査の対象外であり、提出や使用は禁止する。
- ② 技術提案書等に虚偽の記載をした場合には技術提案を無効とする。
- ③ 審査開始時間に入場できない場合には失格とする。但し、天候や交通事故等によりやむを得ない理由があると、事前に連絡が取れた場合にはこの限りではない。
- ④ プрезентーション及びヒアリングは急遽日程の変更または開催の中止をすることもある。

(3) 評価基準等

評価項目、着目点及び評価基準は以下のとおりとする。

ア 各テーマの評価（6 テーマ及び見積について、それぞれに評価）及び配点は以下の表のとおりとする。なお、評価は評価基準ごとに以下の 5 段階で評価する。

- 6段階評価基準 特に優れている:5点
優れている:4点
普通:3点
劣っている:2点
特に劣っている:1点
評価点なし:0点

イ テーマ(2)から(6)までの評価基準については的確性・独創性・実現性の3基準とし、上記の5段階で評価する。

基準① 的確性：求めた課題が正しく理解され、的確な提案がなされているか

基準② 独創性：独創的な提案がなされているか

基準③ 実現性：内容が理論的に裏付けられ、実効性のある提案がなされているか

ウ 見積の評価については、以下の表の評価基準により、事務局において評価する。

評価項目	着目点 / 評価基準	配点	小計
テーマ (1) 業務の実施方針について	基本方針・取組み体制	業務の理解度	5
		業務実施方針の的確性	5
テーマ (2) 土地利活用計画及び景観等	用地の効果的活用	的確性	5
		独創性	5
		実現性	5

について	景観への配慮・周辺との調和	的確性	5	15
		独創性	5	
		実現性	5	
外構計画		的確性	5	15
		独創性	5	
		実現性	5	
テーマ(3) 利用上の利便性・安全性について	空間構成(利便性)	的確性	5	15
		独創性	5	
		実現性	5	
テーマ(3) 利用上の利便性・安全性について	防犯・防災機能の強化(安全性)	的確性	5	15
		独創性	5	
		実現性	5	
ゾーニング計画		的確性	5	15
		独創性	5	
		実現性	5	
テーマ(4) 低炭素社会の実現への配慮について	省エネルギー・省CO ₂ への方策等	的確性	5	15
		独創性	5	
		実現性	5	
テーマ(5) コスト縮減について	コスト縮減を意識した建設費等	的確性	5	15
		独創性	5	
		実現性	5	
テーマ(5) コスト縮減について	コスト縮減を意識した維持管理費等	的確性	5	15
		独創性	5	
		実現性	5	
テーマ(6) その他テーマ	独自に課題等を想定した技術提案	的確性	5	15
		独創性	5	
		実現性	5	
見積	配点×(最低見積/当該見積)※小数点第2位以下切り捨て			40

(4) 評価点

提出された技術提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容により、選定委員の主観で評価する。各選定委員がテーマごとに評価した点数と見積による点数の合計点数を評価点とする。(小数点第2位以下切り捨て)

4. 委託候補者の選定

(1) 選定基準

二次審査の評価から、下表のとおりの配点により評価点の最も高い者を委託候補者として、次に高い評価者を次点者として選定する。

評価項目	算入得点	配点
二次審査	二次審査の評価点（合計）	200点

(2) 最高点が複数の場合

最高点の者が複数の場合には、テーマ（3）の得点が高い者を委託候補者として選定する。

(3) 審査結果の通知

審査の結果は、提案者全員に委託候補者及び次点者名を通知する。